監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 28 年 11 月 29 日

神奈川県監査委員真島審一同高岡香同太田眞晴同土井りゅうすけ同赤井かずのり

1 措置の対象となった監査の結果

平成28年7月8日 (神奈川県公報号外第64号) 神奈川県監査委員公表第14号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分9箇所に係る13事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立図書	平成28年4月	(不適切事項)	
館	4日(平成28	支出事務において、消火	不適切事項については、進
	年3月2日職	栓ポンプ等修理工事代金ほ	行管理が不十分であったこと
	員調査)	か3件(1,401,138円)の支払	によるものである。
		に当たり、政府契約の支払	今後は、このようなことが
		遅延防止等に関する法律に	ないよう、請求書の保管場所
		定められている支払期限を	を各担当者机上の専用箱とし
		過ぎていた。その結果、遅	て担当者不在時にも他の担当
		延利息3,900円を支払ってい	者が確認できるようにすると
		た。	ともに、出納員が会計システ
			ムの支出負担行為照会により
			支払遅延が無いか確認するこ
			とにより、適正な事務執行に
			努めることとした。
神奈川県立歴史	平成28年1月	(不適切事項)	
博物館	20日(平成27	1 会計事務処理におい	不適切事項については、次
	年12月4日職	て、釣銭に充てるため会計	のとおり措置した。
	員調査)	管理者から交付を受けた歳	1 会計事務処理について
		計現金(50,000円)を施設	は、規則の理解が不十分で
		使用料徴収事務の受託者に	あったため、出納員又は現
		交付し、保管させていた。	金出納員に限られる歳計現
		2 契約事務において、館	金の保管を、使用料徴収事
		内清掃業務委託契約書	務の受託業者に釣銭として
		(3,931,200円) に定めら	保管させていたことによる
		れた日常清掃箇所につい	ものである。

	1		
油玄川頂守館目	亚岭98年3日	て、平成27年4月から同年 11月ないで、実施での全でで、実施での全でで、実施での主体でで、実施があるをですがれた。 においいかからとしてでであるを変して、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で	今後は、
神奈川県立鶴見 総合高等学校	平成28年3月 18日(平成28 年1月20日職 員調査)	(不適切事項) 支出事務において、生徒 心電図検診委託(単価契 約:受検者1名につき税込 1,566円)の実施に当たり、 受検する必要のない生徒1 名について受検させ、検診 料1,566円を支払っていた。	不適切事項については、受 検対象者の確認が不十分した を未受診とのである。 生徒を未受診ものようなことは、 今後は、この数の職員である。 今後は、で数の職員である。 今後は、であることとによるものようなこととによるものようなこととした。
神奈川県立海洋科学高等学校	平成28年1月 13日(平成27 年12月2日職 員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、古	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、契約内容等の確認が不十分である。 今後は、このようである。 今後は、う、ともで表で表ですととした。 がな見により、ととした。 2 物品管理事務については、契約のとおりである。

		て、た。 (1) 海洋実習を行う(総すを) (1) 海船「海路を行う(総すを) (2) を実施したを) (2) を実施となりに、次のとおりが、 (1) 海船「大総す後)ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大	(1) 物保力である。 関係のは、である。 製 ライス を はいる を はいる を はいる を はいる を はいる を ない と は と は と は と が よ な で か と で か と で か と で か と で か と で か と で か な で か な で か な な な な な な な な な な な な
		び借用物品について、備 品台帳及び借用物品台帳	今後は、このようなこと がないよう、複数の職員に
		に実施日を記録していなかった。また、この日以降に借り入れた借用物品(全自動デジタル印刷機ほか2品目)について、	よる確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
		借用物品台帳に記載して いなかった。	
神奈川県立鎌倉	平成28年3月	(不適切事項)	
高等学校	18日(平成27	予算の執行において、平	不適切事項については、経
	年12月9日職 員調査)	成27年11月分の電気料(454,266円)の支払に当た	費按分計算の確認が不十分で あったことによるものであ
	只啊里 <i>/</i> 	(454,266円)の文払に当た り、鎌倉高等学校内に設置	めったことによるものであ り、平成28年1月29日に適切
		されている特別支援学校分	な歳出科目へ更訂を行った。
		教室分の按分計算を誤った	今後は、このようなことが
		ため、「(項)特別支援学校	ないよう、複数の職員による
		費」の負担額が1,363円不足 しており、同額の過大が	確認体制を強化することによ り、適正な事務執行に努める
		「(項)高等学校費」で生じていた。	こととした。
神奈川県立厚木	平成28年1月	(不適切事項)	
北高等学校	14日(平成27	物品管理事務において、	不適切事項については、神
	年12月1日職 員調査)	体育館舞台卒業記念品スク リーン設置工事(契約額	奈川県財務規則等の理解が不 十分であったことによるもの
	只刚且 <i> </i> 	リーン設直工事(契約額 117,925円)の発注に当た	一である。
		り、設置物品である体育館	今後は、このようなことが
		舞台用スクリーンを寄附に	ないよう、規則等の周知徹底
		より取得していたが、神奈	を図るとともに、複数の職員

神奈川県立相模向陽館高等学校	平成28年1月 14日(平成27 年12月3日職 員調査)	川県財務規則に定める寄附 受入手続に係る適正な事務 処理を行っていなかった。 (不適切事項) 財産管理事務において、 教育財産の目的外使用許可 の手続を行わずに、防犯灯 21基及びゴミ集積場2箇所 を設置させていた。	による確認体制を強化すること ととした。 不適切事では、の現状は、のの現状については、の現状については、の現状についであった。とした。 不適切事では、の現状は、のの現状についた。 であったことにいる。 今後は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
神奈川県立三ツ境養護学校	平成28年3月 28日(平成28 年1月8日職 員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、本校 高等部及び分教室高等部の 修学旅行生徒引率旅費の支 給に当たり、交通費のうち 貸切バス代及び旅行企画料 金の算定を誤ったことによ り、21件、18,645円を過大 に支給していた。	により、適正な事務執行に努 あこととした。 関切をした。 では、十で受いては不ので受いでででででででででででででででででででででででででいる。 では、十でででででででででででででででででででででいる。 では、大きないででででででででででででででででででいる。 では、大きないででででいるができます。 は、大きないででできますができます。 は、大きないでできますができますができます。 は、大きないでできますができますができますができます。 では、大きないでできますができますができます。 では、こことにはいるでは、といるでは、といるでは、といるでは、といるでは、といるでは、といるでは、というでは、はいるでは、はいるには、はいるは、はいる
神奈川県立鎌倉養護学校	平成28年3月 10日(平成28 年1月14日職 員調査)	財産管理事務において、	不適切事項については、関係規定の理解及び確認体制が不十分であったことについては、既に徴収済みである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の前上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することととした。